

しちのへ 農業委員会 だより

第16号 (通巻第21号)

2013(H25)年4月1日発行

発行 七戸町農業委員会

編集 編集委員会

所在 七戸町字森ノ上131番地4

電話 68-2967(直通)「内線260・261」

FAX 68-2486

発行部数 6,100部



農業者との
意見交換会

去る3月19日七戸町中央公民館において農業者との意見交換会を行いました。

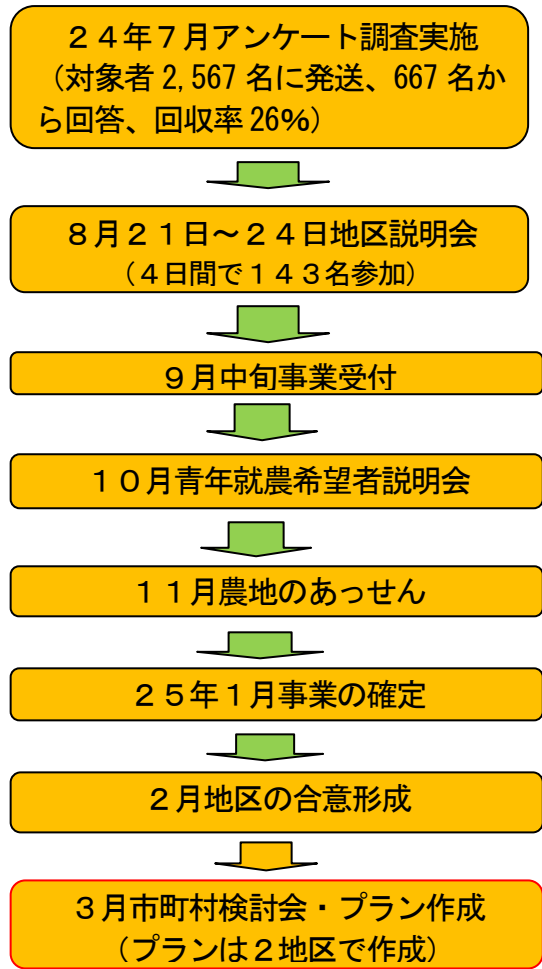
会場には農業者・農業委員約70名が参加し農地の貸借・貸借料等について意見交換をしました。

事務局から農地の貸借方法についての説明があった後質疑応答の形式で話し合いが行われました。また、農地のトラブルの解決方法についての質疑があり、農業委員会では対応できるものの、積極的に対応していきたいので相談して欲しい等話し合われました。

家族経営協定締結

3月27日に2組の家族が新たに家族経営協定を締結しました。これで3月末現在の七戸町の累計数は66組となりました。

七戸町人・農地プラン（地域農業マスタープラン）策定状況について



七戸町の人・農地プランは2地区（七戸地区・天間林地区）のプランとなりました。

行政区・集落単位での話し合いがあれば積極的に参加しますので農林課又は農業委員会までお知らせ下さい。

人・農地プランは随時見直すことができます。

このプランで平成24年度には2経営体が新規就農者となり青年就農給付金の支援が受けられることになりました。

平成25年度には規模拡大加算対象者を3経営体、規模拡大加算面積を1.8haとして計画にのせる予定です。



◇ 農地の売買、貸借、転用に関する Q&A ◇

農地は、国民の食料の安定供給を図るため重要な生産基盤です。このため、農家の皆様が所有する農地を移動する場合は農業委員会の許可を受けなければなりません。自分の農地だからといって許可を受けずに売買、貸借、転用することはできませんので、手続きが必要です。よくある例を取り上げてみました。

Q1 農地を売りたいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A1 耕作を目的に農地を売買する場合は農地法第3条の許可申請が必要です。このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方での申請となります。

Q2 農地を貸し借りしていましたが、都合により解約するには、どんな手続きが必要ですか？

A2 農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合は貸し方、借り方の双方の合意による合意解約書の届けが必要です。

Q3 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？

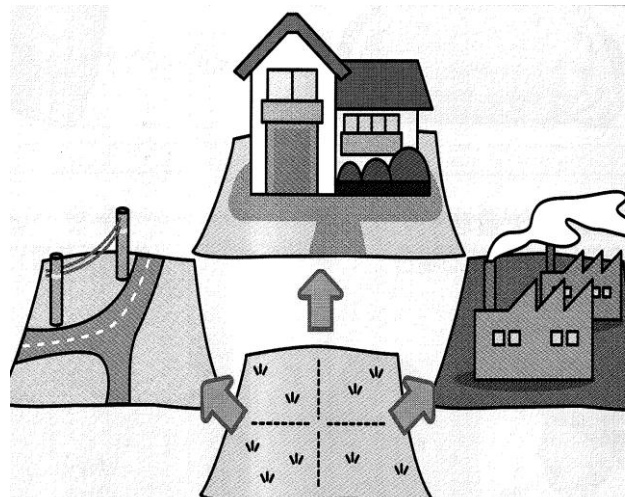
A3 転用行為として農地法第4条の手続きが必要です。（なお、申請地が農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は、農振法による農用地区域からの除外の手続きが必要となります）

◇ 相続等によって農地の権利を取得したときは ◇

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨届出なければなりません。

・**届出を要する方**⇒農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した場合（所有権、地上権、賃借権など）

・**届出の時期**⇒権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内（届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は10万円以下の過料が科される場合があります）



農家意向アンケート調査結果(平成25年1月実施)

今回10アール以上の農地を所有又は耕作している町内の2,553世帯を対象にアンケートを実施しました。調査に回答した世帯は599世帯で、回答率は23.5%でした。

回答結果は以下のとおりです。

1. 経営規模について尋ねました。結果は

- ①拡大したいが65件で10.9%
- ②縮小したいが60件で10.0%
- ③現状維持が445件で74.3%

2. 経営転換について尋ねました。結果は

- ①経営転換の意向ありが13件で2.2%
 - ②経営転換の意向なしが492件で82.1%
- *経営転換とは土地利用型農業からの転換

3. 後継者について尋ねました。結果は

- ①後継者は決まっているが210件で35.1%
- ②後継者は決まっていないが358件で59.8%

(各項目の合計が100%にならないのは無回答があるためです)

農業委員会の許可等について

平成24年1月～12月までの農業委員会の許可等は次のとおりでした。

3条(農地の権利移動「売買・贈与・貸借等」)

70件70.2ha(田51.8ha畑18.4ha)

4条(権利移動を伴わない農地転用)

5件29a(田0a畑29a)

5条(権利移動を伴う農地転用)

21件166a(田89a畑67a)

農地利用集積(利用権貸借)

238件162.4ha(田142.0ha畑20.4ha)

農地利用集積(所有権移転)

22件18.6ha(田13.9ha畑4.7ha)

*3条・4条・5条は農地法です。農地利用集積は農業経営基盤強化促進法第18条です。

農地の権利移動(貸借・売買)は農地法・農業経営基盤強化促進法どちらでもできます。(詳しくは農業委員会へ)

七戸町の耕作放棄地に対する取り組み

*七戸地域耕作放棄地対策協議会の取り組み

当協議会は平成21年7月に設立され、耕作放棄地解消に取り組んでまいりました。設立から平成24年度までの耕作放棄地解消実績は16.7haです。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

*この事業は平成25年度で終了しますので、事業実施希望者は早めに申請願います

【事業概要】 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - 再生作業(雑草・雑木の除去等)、土づくり(肥料、有機質資材の投入等)
 - ・定額支援【5万円/10a】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】)
 - ・土づくり(2年目に必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
- ② 施設等の整備への支援: 基盤整備・施設等の整備【1/2以内等】・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい

耕作放棄地とは: 1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地(農林業センサス、データは農家の自己申告で、平成22年の七戸町の耕作放棄地は600ha)(農林業センサスは5年ごとに実施し、直近は平成22年)

農地パトロール結果について

平成24年度の農業委員会による農地パトロールで確認された遊休農地は205haです。

農地パトロールは平成21年から実施しており各年度の遊休農地の確認面積は
21年度294ha・22年度305ha・23年度221haでした

平成25年度は農地の確保と有効利用に重点を置いた農地パトロールを実施する予定です。

遊休農地とは: 耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(緑・黄分類: 農業機械等で再生利用が可能な遊休農地/赤分類: 農業機械等では再生利用が困難と見込まれる遊休農地)

農業者年金に加入しましょう

農家のみなさん、あなたの老後生活への備えは十分ですか。

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。**しっかり積み立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を。**

農業者年金は農業者の方なら広く加入できます。

少子高齢時代に強い年金です。自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。**保険料の額は自由に決められます。**自分が必要とする年金額の目標に向けて自分で保険料を決められます(月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由選択)。

終身年金で80歳までの保証付きです。年金は生涯支給されますが、80歳前に亡くなった場合でも80歳まで受け取れるはずの年金相当額が死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります(保険料は全額社会保険料控除の対象)。

農業の担い手には、手厚い政策支援があります(保険料の国庫補助)。

(詳しくは農業委員会又はお近くのJAへ)

農業者労災保険の案内

「広報しちのへ2月号」にも掲載してありますが、農業者労災保険に加入を希望する方は農業委員会へ申込み下さい。
制度については広報に掲載のとおりですが、年度の途中からでも加入できます。
詳しいことは農業委員会にお問い合わせ下さい。

全国農業大会議所会長賞受賞

平成24年11月21日開催の第56回青森県農業委員会において「全国農業大会議所会長賞」を受賞しました。

これは「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を積極的に展開し、優良農地の確保のため農地パトロールを積極的に実施し、耕作放棄地の未然防止と解消に努めていることが評価されたものです。当町の平成23年度までの耕作放棄地解消面積の累計は、東北農政局管内では15位、青森県内では5位となっております。

農業委員会への農地法許可

申請期限は毎月1日です。
(1日が休日の場合翌日、各月の締め切り日は町民カレンダーの「お知らせ」欄に記載してあります)
申請から許可までの期間は、権利移動は約1ヶ月、転用は約2ヶ月かかります。

農地のあつせん売買制度

農地のあつせん売買は「農地保有合理化事業」によりおこなわれ、農地を売る方は譲渡所得税の特別控除が年8百万円まで受けられます。(8百万円まで譲渡所得税がかかります)また、買う方は登録免許税と不動産取得税が軽減されます。

この事業により農地をあっせん購入できるのは認定農業者等の農業者です。平成24年に当町でこの制度を活用した農地の売買は22件でした。
*広報しちのへ2月号の「農地保有合理化事業で有利に規模拡大を!」と同内容です。

閲覧できます

農業委員会では次に関する事項について閲覧ができます。
一 農業委員会総会会議録
二 農業委員会の点検評価目標及びその達成に向けた活動計画
三 農業委員会活動のみえる化に向けた「農業委員会活動整理カード」

みんなで読もう

全国農業新聞

全国農業新聞は、農家の経営と生活に役立つ農家の専門紙です。是非ご愛読ください。

- 発行 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円

●購読申込は農業委員会へ

- | | |
|--------|------|
| 編集委員長 | 天間俊一 |
| 編集副委員長 | 氣田 勉 |
| 編集委員 | 駒嶺純一 |
| 編集委員 | 高田武志 |
| 編集委員 | 天間正大 |